

統計調査分科会 第6回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 6 回 統計調査分科会 議事次第

日 時：平成 19 年 7 月 23 日（月） 14:10～15:30

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1．開 会

2．総務省統計局からのヒアリング

3．その他

4．閉 会

斉藤主査 お待たせしました。定刻となりましたので、第6回「統計調査分科会」を始めさせていただきます。本日は、岡本義朗専門委員に御出席をいただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の議題ですが、総務省統計局からの家計消費状況調査に関するヒアリング及び独立行政法人統計センターの業務に関するヒアリングを予定しております。

それでは、まず家計消費状況調査について、総務省統計局調査企画課の杉山課長から御説明を15分ぐらいでお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします

杉山課長 調査企画課長の杉山でございます。座ったまま説明させていただきます。

それでは、お手元の資料1をごらんください。「家計消費状況調査について」という資料でございます。

これは、平成13年10月に開始されたものでございますけれども、前振りの2行目にございますように、平成17年に調査員による不正行為が発生しまして、それに伴いまして、受託事業者の切り替えを行ったことがございます。ただ、その際に回収率の低下、あるいは世帯からの苦情の増加などがありまして、そういった問題をいかに解決していくかということで、今、検討を進めているところです。これまでの当局の対応及び今後の取組みの概要を、以下のようにまとめているものでございます。

まず、1番目としまして、これまでの経緯のおさらいのようになるんですけれども、不正行為の発覚と、それにより惹起した問題ということで整理させていただいております。

「(1)調査員による不正行為の発覚」ということで、不正行為の状況ですけれども、平成17年6月分までは、回収率もおおむね安定的に推移していたところなんですけれども、その当時は訪問回収で85%以上、郵送回収で70%弱といったところではございましたが、この17年8月の不正行為によりまして、すぐに17年度に受託事業者の契約を打ち切りまして、新たな事業者への切り替えといったものを行ってございます。

(2)です。切り替えをしたのですけれども、その翌年から新しい事業者の下で調査を行うことにしたんですが、全国750人の調査員を3か月の準備期間で集めて確実に実施するという点について、それを可能とする民間事業者の存在が危ぶまれましたので、業務を1社ではなく2社に分割して入札を行うという対応をいたしました。その切り替えに当たりましては、調査対象世帯に対しまして、統計局からの通知を、新たな受託事業者の封筒ではなく、統計局の封筒を用いて送付するなどの工夫も行ってございます。

そういう工夫も行ったのですが、回収率は、ふたを開けてみますと、切り替えを調査対象世帯に通知しました17年11月と比べまして、12.5ポイントも低下してしまったということで、以後、やや持ち直しましたがけれども、結局回収率は現在60%弱という低い水準で推移している現状でございます。

なぜ、こんなに回収率が低下したのかという要因を(3)で分析してございます。

まず としまして「事業者切り替えに対する世帯の拒否感の高まり」ということで、調査の途中で受託事業者が変更されることに対しまして、苦情とか協力拒否の申し出が多数

寄せられております。その件数は、前後の期間の3倍以上という数字が出ております。原因の2つ目としまして、短かった準備期間と、それに伴う調査方法の不十分な理解というところでございます。

切り替えるに当たりましては、上記(2)で示したように、準備期間が短かったこともありまして、新たな受託事業者が調査員の配置、あるいは調査員に対する十分な研修が実施できない状態で調査開始に至ったことも一因と考えているところでございます。

原因の3番目として考えているのが「業務遂行能力の問題」ということでございまして、新たな受託事業者2社のうちの1社については、どうも業務遂行能力に問題があるのではないかという分析をしているものでございます。

次に2にまいります。そういった原因分析をした上で18年4月以降、当局ではさまざまな対応をしているところでございます。できるだけ改善する方向で動いているつもりでございます。

まず(1)は、新しく受託した2社に対する共通の働きかけということで整理させていただいております。

この2社に対しましては、黒ポツの1つ目、調査員がこれまで以上に丁寧かつ誠実な対応をするということを指導するようにしております。

黒ポツの2つ目、協力意識を高めるために、調査結果の概要を紹介しました「家計消費情報調査通信」なるものを作成しまして、調査世帯に対して配付しております。これは、なお書き以下に書いてございますけれども、現在、6か月目と11か月目の訪問回収の際に配付してございます。ただ、これは将来的には調査の1か月目の訪問回収の際に行う方向でも検討しております。できるだけ配付する効果が十分上がるようにという趣旨で、そのようなことも考えてございます。

また以下でございますけれども、コンプライアンスの確認といったこともやっております。これは3行目ですけれども、当方の担当者が毎月ランダムに抽出した調査世帯に直接電話をかけるといったような確認行為を行っております。また、その確認行為によって得られた情報、これは両事業者にフィードバックするというのをやっております。

以上(1)が、2社共通の働きかけです。

(2)が、回収率の向上が見られない問題事業者の方に対する指導の中身です。この事業者に対しましては、改善要望を18年10月、19年5月の2回、書面で行っております。

具体的な内容は、黒ポツの3つに整理しております。

新規調査依頼地点における状況確認の体制と適切なフォローを図ること。

回収が進んでいない地域について、早急に調査体制の充実を図ること。

世帯からの苦情の原因及びそれへの対応策について早急に検討すること。

そういったことをやっております。

また、世帯からの苦情の都度、事業者に対して適切な対応を取るよう指示するとともに、各苦情への対応結果も報告させているところでございます。

以上が、事業者に対する指導です。

(3)は、よい方の事業者です。回収率が一定の向上を見せた社に対する指導の状況です。受託事業者2社のうちの遂行能力が高い方の事業者に対し、さらなる回収率の向上とといった方策について、意見を聴取しております。

ただ、これは相当の努力の結果達成した水準ということで、なかなかそれを向上させるのは難しい状況であります。

かように共通の働きかけ、各社ごとの働きかけをした上で、3番目の「今後の取組」でございます。事業者の切り替え以降、以前として回収率の回復が見られない状況が一番重要であると考えておまして、惹起した問題の解決を図りながら、安定した調査結果が得られることを当面の最優先の課題として取り組むことを、今後の方針としたいと考えております。

具体的には、事業者の切り替え時期に当たる来年4月からの調査の実施に向けての方針を早急に整理するというものでありまして、これまでの経験を踏まえまして、以下の方針で対応したいということになります。

まず(1)でございますけれども、調査継続中の受託事業者変更に対する世帯の拒否感への対応ということでございまして、先ほど申し上げたように、切り替え時には、その前後の期間の3倍以上の苦情や協力拒否があったということでありましたので、こういった状況を踏まえますと、第2パラですけれども、調査期間中の受託事業者の変更を避けることが信頼性を確保する上で効果的というふうに判断しております。

このため、次回の切り替えにおきましては、新たに調査を開始する世帯から、新事業者が順次業務を開始する形の契約を導入しまして、調査継続中の受託事業者の変更が生じないようにする予定であります。これが1点目です。

(2)ですけれども、受託事業者に対する監督・モニタリングということでございます。これまでの指導の経験から言いますと、受託事業者の適正かつ確実な業務実施を確保するためには、適切な監督・モニタリングを行うことが必要と考えております。

現在は、研修の実施とか調査票の配布・収集及び検査といった業務の実施状況について、事業者から報告を求めていますけれども、この報告の内容につきまして、詳細に定めるなどのモニタリングの強化を図りたいと思います。それから、業務の実施状況に問題があると認められる場合は、当該業務の改善等の是正要求を行うほか、業務改善に資する提案等を積極的に行うなどの工夫をしたいということでございます。

「(3)製表業務の取扱い」です。製表業務につきましては、これまでの実施状況を踏まえまして、データ入力、データのチェック審査を実査と合わせて包括的に委託ということにしたいと思います。

事業者から納品されたデータにつきましては、納品検査の一層の充実を図るとともに、結果表の作成・審査に係る業務は今般の委託業務には含めないという方向で進めることとしたいと思います。

「(4)今後の予定」でございます。上記(1)～(3)の対応方針で入札を実施するとすれば、1社での受託可能性を確認した上で、これは7月末までに実施する予定でございますけれども、今回切り替えましても、2社体制または3社体制が残ることなどを勘案しますと、今はまだまだ試行錯誤している段階であるということが言えると思ひまして、そういったことを勘案しますと、この段階で質とコストの両面を考慮した公共サービス改革法を適用することは困難であるというふうに考えてございます。現段階ではということです。

現段階では、民間事業者の組織体制等を適切に評価した上で、受託事業者を選定する総合評価落札方式を実施することとしたいと考えております。

その後、受託事業者の切り替え方法、事業者の選定方法等の効果を検証しながら、次回の入札までに、以下の改善方策について結論を得た上で、適切な入札方法を決定することとしたいということでございまして、黒ポツが3つあります。

調査員の確保や調査員に対する研修の在り方。

調査員に求められる質(回収率、記入状況等)をどのように設定するか。

事業者に対する監督・モニタリングの効果的な在り方。

こういった事柄について検証しながら、結論を得るように持っていきたいということでございます。

その際、勿論、当調査を含む家計に関する統計体系、これは10月から新しい統計法の施行があるわけですけれども、それ以降においては、恐らく関係調査間の役割分担、家計調査などが念頭にあるわけですけれども、そういったものについても見直すべきとの指摘もございましてことから、その対応に向けた検討状況にも留意して検討を進めることにしたいと考えます。

私からの説明は、以上でございます。

斉藤主査 ありがとうございます。それでは、先生方から御意見を申し上げます。

高橋専門委員 御説明ありがとうございます。A社とB社というのがあるんですけれども、まず外見上、大きな違いといいまじょうか。業態の違いはあるのか。

それから、実際に接触されていて、何か違いといいまじょうか。B社の方が、言われたことに対して積極的にやろうとしているとか。そういう違いは感じられますか。

佐藤課長補佐 それでは、私の方からお答えさせていただきます。回収率のいいA社としまじょうか、A社につきましては、やはり積極的に、私どもの方の対応に対してお答えをいただいていると感じております。

具体的には、組織体制について見てみますと、これは一見B社の方がいいように見えるんですけれども、これから御説明します。A社は本社と調査員さんの間に、別に中間になる者がおりませんで、私どもの指示が即伝わる組織体制を取っております。

一方、B社については、地域ごとに統括するようなスーパーバイザーのような方がいらっしゃるようでございます。その方を通じて入っておりますので、私どもが接しているB

社の担当者に対する指示等が、どうもうまく伝わってないのではないかというように感じられることが多々ございます。

高橋専門委員 そうすると、今後される場合、切り替えの場合なんかでも、やはり優れた能力を持ちそうなどの経験を踏まえて、単なる価格とかではなくて、やはりそういった総合評価のようなことをされて選んでいかれるつもりですね。

大貫課長 総合評価ということで、過去の実績等も十分に聞きまして、それで選定したいと思っております。

斉藤主査 ほかに、どうぞ。

廣松専門委員 御説明ありがとうございました。個人的には、この家計消費状況調査に関しては、ちょうど私が統計審議会の担当部会長だったときに始めた調査だということもありまして、思い入れがあります。当時はまだこういう公共サービス改革法に基づく民間開放ということは俎上に上ってなかったものですから、新しい統計調査のやり方として、民間の事業者をお願いすることが、一つの方向として考えられ、今まで来たわけです。残念ながらその途中で不正行為があったものですから、どうも現状は、余り望ましくない状況だと私自身も判断をします。

そうしましたときに、次回、具体的には平成24年4月からの切り替えのときの問題点として、2つあるような気がします。一つは不正行為に基づく異常事態という言葉が適切かどうかよくわかりませんが、その善処ということと、もう一つは、これはまさに公共サービス改革法等が新たな動きとして始まったことに伴い、当初はほとんどそういうことは念頭になかったんですが、恐らく同じ民間事業者がずっと継続して、この調査を行うことは法的にも難しくなってくることにに対する対応です。

現状では、やはりある段階で切り替えざるを得ない。だから、ちょうど24年4月には、これら両方の問題が絡んでいるような気がします。

この2点を是非十分に認識いただいた上で、調査自体の本来の望ましい姿、これは端的には回収率ということで表されるんだらうと思いますけれども、その復帰・改善と同時に、今後こういう調査で業者を切り替えていくときの方法について検討していただければと思います。

ただ、その点についてはこの調査の基本設計から始まって標本設計そのものにも依存するところがあり、少なくとも現状の調査方法を前提としますと、20年4月から少なくとも最低で1社が受けたとしても、今調査を行っているAとB以外の1社が受けたとすると、最大3社になるんでしょうか。

今、標本を12分の1ずつ変えているわけですから、AとBはそのまま残りを継続して調査を行っていく。あるいはA社とB社のうちどちらかが取ったとすると、それでも2社になる。いずれにしても、複数社が並存するような形での調査が行われることになる。その在り方が、一つ重要なポイントではないかと思います。

ですから、20年4月以降の調査の実施に関して、入札をするときに、その点を事前に十

分御検討いただいた上で、後から検証可能になるような形で是非慎重にお願いしたいと思います。とりあえず、私の方からは以上です。

齊藤主査 それでは、今のは御意見ということでよろしゅうございますね。

廣松専門委員 はい。

齊藤主査 どうぞ。

引頭専門委員 御説明ありがとうございました。質問は1点だけなんですけれども、今、廣松先生からもお話があった、いろいろな問題が起こって混乱期にあるというお話を杉山課長からいただいたんですけれども、そうは言ってもお話の中で、将来的に公共サービス改革法を全く適用しないということではないということなんですけれども、ただ伺っていると、そういう切り替え時期の問題とかいろいろあるということはわかるんですけれども、では、具体的にいつごろくらいから検討の俎上に上ってくるのかという点だけ教えてください。

杉山課長 少なくとも今年は難しいということで、今、試行錯誤を経ている段階は難しいという判断をさせていただきます。

将来的と言った場合に、今後、予算の動向でありますとか、あるいは試行錯誤の検証の状況、こういった辺りを総合的に見ながら、恐らくその時期といったものを見極めていくことになろうかと思えます。

とりあえず、基本的な考え方は、そのようになるかと思えます。

齊藤主査 どうぞ。

熊埜御堂参事官 事務局から、今の引頭専門委員の質問に関連して、2、3点確認をしたいので、少しお答えいただければと思うんですが、ここで書かれています今後の予定の次回入札までに決定することとしたいと書かれている次回入札というのは、いつの入札を想定されているのかというのが1点目です。

2点目は、総合評価落札方式を今回実施されるということなんですけど、総合評価落札方式を実施される場合に、20年4月から切り替えということで、どのようなスケジュールで実施される予定と現在考えておられるのか、その2点について、まず確認をしたいのでお答え願います。

大貫課長 まず、次回入札ということなんですけれども、これはこれから予算の方を要求していくということで、国庫債務負担行為が付くか、付かないかということが、まだ不透明でございますので、今の時点ではっきりとはわかっていないということでございます。

ただ、想定しておりますのは、最大4年の国庫債務負担行為というのがあり得るだろうと考えておりますので、一番遅い場合で平成23年、一番早い場合であれば1年後ということになるかと思えます。

2番目の御質問は、総合評価方式についてということなんですけど、スケジュールとしては、この8月末、9月の頭ぐらいに意見招請を行いまして、意見の提出締め切りが大体10

月の頭ぐらいということで、官報への入札公告が11月の頭、入札の締め切りが12月末ぐらい、それで来年の1月には開札をして業者を決定したいということでございます。ただ、この時点では、まだ予算が国会を通過しておりませんので、契約自体は4月に結ぶということを考えてございます。

熊笹御堂参事官 今のお答えで、次回入札までと書いてあるのは、私の理解が間違えてなければ20年4月からではなくて、その次の入札という理解でよろしいんですか。つまり、次回入札というのは、普通、文字通り読めば、20年4月に間に合うときも次回の入札と読めるので、そうではなくて、次の次の回の入札と受け止めているという理解でよろしいですね。つまり、次回入札までには、この黒ポツである3つのような課題は解決しきれないので、そのような課題の解決を図って、次次回の入札までにそれを整理したいと理解されているということと。

今、1年から4年ぐらいで幅があるというお答えがあったんですけども、事務局としては、できるだけ早い段階で適正な状況に持って行っていただいて「市場化テスト」の可能性について検討していただきたいと思いますので、例えば今回4年ということが可能だとすると、変則な状態が4年続くような入札行為が行われるというのは、今、聞いておられる委員の方々も、あれっという感じになるんじゃないかという気がするんです。

むしろ、そういう状況であれば「市場化テスト」をやっていただくという議論の方が、私はあり得ると思っておりますので、ただ、今の御説明で事務局としても、なかなか公共サービス改革法というのは、2社、3社体制とか、変則な状況であれば難しいんだろうということで、委員の御理解をいただければその方向かと考えておりますので、できれば、1年から4年という予算絡みの話ではなくて、どのような形になれば今、引頭専門委員の御質問にもありました、正常化した形でこの調査が、できれば最初は民間事業者の方にパッケージをお願いをしていたわけですから、確かに切り替えをどうするかという議論までは十分なかったのかもしれないけれども、その辺りの状況をきっちりできるような環境をできるだけ整えるためにどうするかということも、同時並行で検討していただきながら、次次回の入札をいつやるのか、どのような形でやるのかということも検討を進めていただきたいということを、事務局として強くお願いをしておきたいと思っております。

済みません。失礼いたしました。

岡本専門委員 ちょっと「市場化テスト」の話ではないので恐縮なんですけれども、面白いのを見たんですけども、別紙1のグラフを見ていますと、例えば訪問回収の実績を見ると、悪かったと言われたAの事業者というのは、問題が発生してからでも傾向的に下がっているんですね。

先ほどA社とB社の違いが何かと言われたときに、地方との体制とかおっしゃいましたが、仮に総合評価入札で今度やられるとしても、どのように業者の質を見られるかということが非常に気になっていて、例えば訪問回収で、どう見ても改善しているように思えませんので、この辺り総務省として、どのように業者の見る目を持っていらっしゃる

るか。あるいは今後やられようとしているか。結構、統計的に重要なことだと思いますので、その辺をお伺いしたいと思います。

大貫課長 基本的には、過去にこういった調査の実績があるのか。また、過去の実績において、訪問回収の場合にどのぐらいの回答率が得られているのかということが、客観的な指標としては取れるのではないかと考えております。

岡本専門委員 少なくとも訪問回収に関しては、通知を出されても効果がないということですね。だから、そのような業者の方々が入り込まないように、総合評価をやられるのであればしっかり対応していただきたいと思います。

大貫課長 今回の2社目のケースでございますけれども、前やっていた、かなり成績のいい会社が、もう入札に参加できないということで、2社に分けたという事情がございまして、しかも我が方としては調査をもうやらないと開き直られてしまうと非常に困る。そういう意味で、ある意味で悪い方の業者というのは、開き直ってバーゲニング・パワーを持ってしまったということなのかと思います。

今回については、総合評価方式で1社を選ぶということですので、十分な入札者が出れば、このようなものは排除できるのではないかと考えております。

斉藤主査 時間がまいりましたので、御討議は終了しようかと思いますけれども、細かい技術論は別として、国民的な感情で申しますと、もともと公共サービス改革法なるものが出てくる前に民間を使ってお仕事をやりになっていました。ところが、そこで不正行為が出たために、今ちょうどお話が出ましたけれども、依頼先が少なくなって、どちらかというと総務省さんの立場の方が少し弱くなったと言いますか、そういうことで、確かに移動平均的な調査集団が必要だということで、難しい場面にぶつかっておられるということはあるんですが、何か不正行為が出たために公共サービス改革法の適用ができませんという結論に聞こえるんです。

では、その特性は特性であるにしても、要するに調査会社が変わるとクレームが来るんだという1つの理由で調査会社はなかなか変えられない、悪いけれども変えられない。そういう問題のままずっといって、したがって、公共サービス改革法はしばらくはできません。早くても21年ぐらいからですと。ひょっとすると23年ですと。これは、今の内閣が閣議決定に近いことまでやって、こういうことは公共サービス改革法を使ってやるんだと言ったことに対して、御努力も状況もわかるんですけれども、監理委員会はかなりもめると思います。ああそうですか、わかりました、それは事情が事情ですねというふうに、果たして監理委員会が取るか。私は、部会長としては、少しどうかと思います。

ただ、さはさりながら技術論的な現実論もあるということもわかりますので、今ここにお書きになっています、いろいろな次回入札において御注意なすること等々、だれが今後適切な入札方法を決定していくのか。公共サービス改革法というのは、第三者によってチェックしようという法律なんです。それは今度はやりませんと、自分たちでやりますという答えに聞こえるので、少なくともこれは内閣府の事務局において、しっかりしたフ

フォローをしていただく、そして恐らくこの統計調査分科会は続いていくと思いますので、ここに報告をいただくということを、私の方としては条件にさせていただきたいような気がします。

そういう上で、この状況で今回は公共サービス改革法の適用にはできないというので、いかがでしょうか。何かそれでは困るということはありませんでしょうか。

杉山課長 勿論、私どもも公共サービス改革法の適用を回避するとか、そういうことを考えているものでは全くございません。言ってみれば、繰り返しになりますけれども、試行錯誤をある程度形にした上で、一応形が見えているところで、きちっとしたチェックを受けたいというのが、本音の正直なところです。

そういうこともありますので、適切なタイミングでフォローしていただくということについては、そのような御指導に従いたいと思います。

斉藤主査 わかりました。いろいろ予算の関係があることもわかりますけれども、これは極力急いでやっていただかないと、もし監理委員会で23年ぐらいになるかもしれませんというような言葉が出たら、私は監理委員会は通らないと思います。それは何としてでも前倒しでやるような要請が出ると思いますので、そういうことで事務局にしっかりフォローしていただきたいとお願いいたします。

熊埜御堂参事官 今の主査のお言葉を受け止めまして、事務局といたしましては、先ほどのスケジュールで9月ぐらいから具体的に実施要項をつくられて意見招請という話がございましたので、その段階で分科会が開かれるかどうかわかりませんが、分科会の先生方には、こういう理解で今日の御議論も踏まえて、どういう整理をしたかということについてはお伝えをした上で、一応、今の斉藤主査の整理を尊重させていただければ、今回公共サービス改革法は適用しないけれども、事務局としてはそういうことをちゃんとフォローすることによって、公共サービス改革法の精神がきちんと、変則的な状況ではありますが、生かされるかどうかについてはフォローしていくということでやらせていただきたいと考えております。

斉藤主査 そういうことでよろしゅうございますか。ありがとうございました。それでは、「家計消費状況調査について」のヒアリングは終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

(独立行政法人統計センター関係者入室)

斉藤主査 では、続いていいですか。

統計センター業務の民間開放に対する考えについて、総務省統計局から御説明をいただきます。

それでは、総務省統計局総務課の飯島課長から20分ほどお願いできますか。

飯島課長 総務課長の飯島でございます。10日付で異動になりまして、引き続きよろしくお願いたします。

今日は、お手元の資料2「独立行政法人統計センター業務の民間開放に対する考え方に

ついて」を基に、私どもが現在整理しております中身につきまして、説明させていただきます。

大きく3つの業務がございますが、まず「1. 符号格付の民間開放について」でございます。これにつきましては、既に公共サービス改革基本方針等に基づきまして、試行的に民間開放を一部行いまして、その結果は別紙1にあるとおりでございます。

1枚めくっていただきますと別紙1がございますが、そこを簡単に説明させていただきます。試行的な民間開放ということで、民間事業者の3つの会社と統計センターで符号格付を行いまして、その格付の誤りの割合を結果的に求めて一覧にしたものが一番上の表でございます。目標3%以下という形で定めてございますけれども、そこにあるとおりでございます。

「(2) 分析結果」にも少し書いてございますが、A社の精度が著しく低い結果になってしまった。B社、C社につきましては、産業分類の方が目標精度を達成して、職業分類は若干それを上回ってしまったという状況でございますが、こういった業務を継続することで、一定の習熟効果も期待されますので、B社、C社の実績を見れば、民間開放を行っても、一定の品質を確保することは可能であると考えられるところでございますが、ただ、統計センターの数字よりは精度が悪くなっていますので、一層の精度向上のため、統計センターでの検査・検収、誤り訂正といったものとうまく連携しながら行っていくことが必要であると考えております。

A社はかなり精度が低かったということで、こういう結果が出た原因を更に精査して、入札をした結果、こういうことにならないようにするための方策を考えていく必要があるかなと考えております。

2番は、マニュアル等で事前に示せない記入内容もございますので、そういったものは一定の割合でそれぞれの会社の方に渡った調査票の記入の内容、そこにある表に入っているということでございまして、こういったものはマニュアルで事前に指示できない内容でございます。統計センターで疑義処理を担当する専門の職員がいろいろな状況の変化、あるいは調査の特性、過去の事例をトータルで勘案して適当と思われる分類を判断するという形で行っております。そういうような個々のケース・バイ・ケースの対応が必要になってくる事例と思われれます。

ですから、こういったものにつきましては、民間事業者と統計センターでうまく連携して、効率的に業務処理できる仕組みを検討していく必要があるだろうと考えております。

次のページは「3. 効率化効果」でございますが、各社で実際の業務に必要な工数、人件費とそこにあるとおりでございます。分析結果のところには若干コメントしてございますが、各社の業務に要した人件費は、低いところで750万円、高いところで1,250万円という状況でございます。精度が向上するために、納品後も統計センターでのフォローといったもの、あるいは事前に指定困難な記入内容について、統計センターと連携をするような措置が必要とは考えられますので、そういった措置に必要な経費も考慮する

必要があるかと思っております。ただ、統計センターが同様の業務に要した人件費 1,324 万円との差を見る限りでは、そういった経費を考慮した場合でも、一定程度の効率化効果は期待できるのではないかと考えます。

最後に「4. 留意点」を幾つかまとめてございます。

「(1) 業務に要する期間について」ですけれども、民間開放を行う場合、事業者から納品を受けた後で、統計センターの方でも検査あるいは誤り訂正といったものを行う期間を確保する必要があると考えております。これは民間事業者からどれだけの精度で結果が上がってくるかということにも依存するものですから、事業者のサービス供給が安定するまでは、一定のこういったチェックの期間、一定の猶予期間を見込むことが必要であろうと考えています。

そういうことで、国勢調査など5年周期の大きな規模の調査では、製表全体が長期間に及んで行われますので、一定程度の期間調整は可能だと考えられますけれども、毎月の調査ですと、数日単位、場合によっては半日単位でスケジュールを組んでおりますので、業務期間の中でそういう猶予を生み出すことができないことには留意して、検討する必要があると考えております。

「(2) 民間事業者の受託可能性」ですけれども、各社からヒアリングした結果につきましては、次のページで簡単に表にまとめておりでございます。規模的な一定の限界はあるということございまして、こういった状況を留意しつつ、今後は民間開放の具体化に向けまして、納品後の統計センターによる検査、誤り訂正の方法、あるいは事前に指定困難な記入内容についての統計センターとの連携の方法などを考慮したコストについて、19年度前半までに整理をしていくというようなことを、今、考えているところでございます。

また資料2の1ページに戻らせていただきますが、そういうような状況でございまして、1の(1)に書いてございますように、大規模周期調査については、順次民間開放を実施する方向で前向きに検討していきたい。具体化に向けた整理を19年度前半までに行っていきたいと考えています。

具体的な調査といたしましては(2)にあるとおり、平成21年の全国消費実態調査以降の周期調査を予定しております。

また、こういった民間開放の実施に当たりましては、公共サービス改革法の適用も含めて、具体の手法を検討していきたいと思っております。

「2. 管理・企画の民間開放について」ですけれども、これは統計センターで実施しております製表のためのいろいろな基準、企画あるいは品質管理といったものが、統計の正確性・信頼性の確保に密接不可分の業務、機能であるということで、こういった統計について符号格付とか審査といった、さまざまな製表業務の経験・ノウハウの蓄積の上に立って、統計センターの責任で管理・企画を行うことが効率的であると考えてございまして、管理・企画のみを民間開放に委ねることは必ずしも適切でないのではないかと考えてござい

す。

別紙2を後ろの方に付けてございます。「管理・企画に係る業務内容」。ほかの業務との関連も含めて、図に示したものでございますけれども、一番下にあるように、製表業務が流れていくわけでございます。調査票を受け付けて、データ入力した後、分類符号の格付、記入されたデータのチェック審査、得られた結果表の審査というふうに流れていくわけですが、それぞれの段階において、処理基準等の企画ということで、こういった製表業務全体の企画の業務というものがございます。

これはそれぞれの段階で、業務、システムの企画と密接に関わるところでございますし、またそれぞれの業務が流れていく中で、例えば審査の段階で想定されなかったエラーが出てきたとか、また結果表の段階でもさまざまな問題が生ずる。当初の段階で想定されていない事例もいろいろ生じてまいりますので、こういった処理基準等の企画の業務と業務システムの企画の業務、実際の審査の業務はそれぞれが一体となって、また必要に応じて、互いにフィードバックするような形で進めていく必要がある。それを含んだ形の業務体系をとっているところでございます。

恐縮ですが、また最初のページに戻ります。

2の(2)でございますけれども、管理・企画の業務についても、徹底した簡素・合理化を図っていくことが必要であると考えておりました、例えばメインフレームからオープンシステムに移行したり、あるいは汎用ソフトウェアを導入するといった業務・システムの刷新による経費の合理化、業務の簡素化といったものも考えられます。また、複数のラインで分散処理している業務の集約、意思決定の簡素化、内部組織の統廃合といったような形で、より能率的な業務運営が行えるような業務・組織のスリム化を進めていきたいと考えております。

2ページですが、もう一つ「3. 審査の民間開放について」整理してございます。審査は統計センターが作成の責任を持つ統計の精度や品質を最終的に決定づける重要な業務であると考えておりました、勿論、定型的な部分もございまして、過去の審査実績などを基にして、審査事項が定型的に考えられる部分については、コンピュータによる機械審査も進めてきているということで、できるだけ効率的あるいは機械的にできる部分は自動化を推進してきているところでございます。ただ、調査票の記入漏れ、記入内容の矛盾への対応というものは、なかなか事前にすべて想定できないものがございまして、また統計調査を取り巻く環境も年々変化しておりますし、社会経済状況も変わってきておりました、そういう中で記入される内容、そこに出てくる誤りも変わってきているのが現状でございます。

ということで、統計センターの職員が実際のデータに即して、分析・検証を行って、機械的に審査できない事例に対応することが、業務としてかなりウェイトが大きくなっておりました、そういった業務の結果が処理基準へのフィードバックというような形で、基準の見直し等に向けられたりしているわけでございまして、できるだけ記入誤りの可能性が

ある内容、エラーを可能な限り検出して、出てきたものをすべて適切に処理されたと判断し得る状態にすることで、統計の精度の確保を図っているところでございます。

そういう業務の性格上、審査の事務を事前にマニュアル化するのがなかなか難しい部分がございます。委託した場合に行われる委託先での判断が統計の精度にダイレクトに影響するということでございまして、その妥当性について、検証、再審査を行う必要も出てくるということで、こういう委託をする形式が、業務の効率化につながりにくいのではないかと考えております。

また、民間事業者を実施したヒアリングの結果によりますと、製表を専任で行う事業者の社員の体制は、現状では小さなものでございまして、現在行っております統計センターの審査業務の一連の流れの中で一部を切り出すことも考えられますけれども、効率性の観点から、現実的ではないのではないかと考えております。

そういうような状況でございまして、今後とも民間開放の在り方については検討する必要があると考えておりますけれども、今のままで統計センターが行っている調査の審査について、民間開放を行うことは効率的ではないと考えております。ただ、調査環境の変化で、審査に関する業務量がどんどん増えている。記入がされていないケース、正確に記入されていないケースも増えている傾向がございまして、そういう意味で、審査の業務量も増加している傾向がある。そういう中で、統計の精度、品質を維持、向上していくためには、この業務を更に効率的にやっていく必要があると考えています。

今後、職員が行う分析、検証の効率性を高める審査支援システムを整備するといったようなことで、審査業務の効率化、高度化を図って、業務の生産性を高めていくことが必要であると考えております。

最後に別紙3のところ、「製表関係業務を行っている民間事業者のヒアリング結果」というものをまとめでございまして、7社からヒアリングをしてございましてけれども、そこにあるとおり、年間の受注件数、調査客体というのが数百から数千といったところが現状であると聞いております。

以上、資料2といたしまして、統計センターの民間開放に関する考え方の整理について、簡単に説明させていただきました。

斉藤主査 ありがとうございます。

それでは、先生方から御意見を申し上げます。高橋専門委員、どうぞ。

高橋専門委員 別紙1の「符号格付の試行的な民間開放の状況」なんですけれども、最初の「(1)結果について」ですが、A社、B社、C社で、A社はすごい悪いなという感じですよ。

裏の「3. 効率化効果」の業務に要した工数を見ると、当たり前ではないかというか、これを見ますと、A社は漢字入力に大変な時間を使っていて、格付検査は普通のところの5分の1しか使っていないわけです。だから、悪いのは当然だと思うんですが、そもそも思うのは、B社、C社と同じ説明をA社にされているんでしょうか。これを見ると、A社

は明らかに勘違いされていますね。格付の検査にすごく時間をかけなければいけないのに、これだけしかかけていないというのは、それこそ御説明されたものがうまく伝わっていないのではないのか。そもそもA社の素質というよりも、うまく説明されていないのではないかなという気がしたんですけれども、その辺はどうなのでしょう。

上田課長代理 私の方からお答えさせてもらいますが、一応3社そろったところで、すべて統計センターが行う格付の工数的な話も、当然、受注業者では見積もれないのでさせていただいた上で、A社はこういった選択肢をとったということでございます。ですから、説明をしていないのではないかとと言われると、A社は、ほかの業者さんがどういうふうに行っているかは多分認識していないと思うのですが、少なくとも統計センターが採用している方法は認識をした上で、こういう対応をしたということでございます。

柴沼課長補佐 済みません。補足しますと、A社は先に漢字入力して、テキストデータといったことで、独自の合理化を図れるという見込みの下にこういうやり方をとって、それが効果を上げなかったということのようでございます。

斉藤主査 独法の岡本さん、どうですか。

岡本専門委員 1つ思うんですけれども、統計センターと統計局との間の関係をやはり見直すべきではないかなという気がするんです。今日のお話を承って、今の前提条件のままに考えると、符号格付のところは民間開放するけれども、それ以外のところについては、難しいですというのが今日のペーパーの趣旨です。これは確認です。それはあくまでも現状の統計局、統計センター、民間業者の関係というのがあるんですが、それをやっていると、本当に統計の全体の業務の在り方で、やるべきところにやるべき仕事内容が落ちていくからというのは、どうもそうではないのではないかなという気がするわけです。

今、理屈からいうと、統計局に企画立案があって、統計センター以下がその実施をしていっしょということなんだろうけれども、果たしてそうなんだろうということ、全体的な統計局、統計センター、民間業者の業務の在り方というのは、是非この機会に見直していただきたい。それは、多分10月以降にやられるということになるんだとは思って聞いておるんですけれども、その上で、実際にどこまで官の中でやらなければいけないんだというダイナミックな見直しを私はお願いしたいなと思います。

これは、今の手法、市場化テストの守備範囲をひよっとしたら超えているのかもしれないけれども、こじんまりしたところだけをやった、やらないという議論をやっていても、余り生産的ではない。これは統計センターさんだけでなく、すべての独法においてそういう部分があるんですが、全体の話だと一応そういうふうに思いました。

細かい統計の話は、また後でさせていただきたいと思います。

斉藤主査 何か先生方からございますか。よろしゅうございますか。

1つ聞かせていただきたいんですけれども、去年の12月の閣議で、平成19年に行われる統計センター組織・業務の見直しに資するように、1つは符号格付の業務の民間開放の具体化に向けた実証的検証を同年度前半までに完了する。符号格付のところは、今のお話

ですと、その方向でやりましょう。

2番目の調査票の受付、整理データによる符号以外の業務の民間開放に向けて、同年6月末までに整理をすると書いてあるわけですが、1か月遅れたといえども、今、管理企画等々、いわゆる符号格付以外については、適切でないというお答えを何度も繰り返されておるわけでありますが、それが整理の結論であると、我々としては受け取らなければならない。これではよろしゅうございますか。

飯島課長 この資料に書かさせていただいたことが、現時点での整理の結果だとお考えいただきたいと思います。

斉藤主査 岡本先生のおっしゃったことと同じことですが、特にコンピュータを盛んにお使いになっていると思いますが「メインフレームからオープンシステムへの移行」と書いてあるので、いまだにメインフレームをお使いになっているんだと改めて驚きの目で見えています。

今、日本がそういうことでは一番遅れてやっているんです。世界ではそういう動きは変わってきているわけです。オープンシステムに変えていくというのは当然の流れでしょうけれども、業務のやり方を変えなければいけないんです。今の業務にコンピュータを合わせるということをやっても、絶対に経費も減りませんし、効率も上がりません。これは日本のどこのアーキテクチャをお使いになっているかよくわからないんですけども、これはオフレコに近いんですが、日本のやり方は正直いいますと本当に弱いんです。

御案内のように、世界中の中央政府系の機械等々を見て歩きました。業者の名前が出るので許していただきたいんですけども、例えばDELLにインドのアーキテクチャを持ってきてくっ付けるようなオープンとか、マイクロソフトそのものを使っている、それにインド辺りで開発されたアーキテクチャをくっ付けるとか、ヒューレットパッカーだとか、そういうところが物すごく強いんです。IBMといえども、ほとんど政府系などではメインフレーム的な位置づけに近いものですから、部分部分はあるんですけどもだんだん使われなくなっている。結局そういうものを使っていくときに、今度、郵貯などでもちょっとだけ外資のオープンアーキテクチャをお使いになると聞いておりますが、よけいなことですが、余りドラスティックでないと思っています。

業務のやり方を変えないと、これは絶対に変わらないんです。機械だけ変えてもだめなので、そうすると、管理・企画は無理なんだといって、コンピュータのシステムは自分たちなりにオープンアーキテクチャで求めてみますと言われると、それで是非やってくださいという形に正直言うとちょっとならないんです。

だから、是非いろいろ検討もしていただきたいと思いますが、整理としてはそういうことだということなのですが、どうなんでしょうか。事務局の方はいかがでしょうか。

熊埜御堂参事官 もう少し専門委員の方々の中で御議論いただければと思うんですけども、事務局の方で、本日この考え方についてのペーパーを提示していただいたことについては、一応、先ほどお聞きになりました公共サービス改革基本方針、昨年12月の閣議

決定の案文にもございますように、組織業務の見直しに資するようにと書いていますので、この後この整理を基に組織業務の見直しを検討される。当然その中で、今、言われたような問題も含めて、検討されていく。

だから、一応、私どもとしては、組織業務の見直しに資するよう、統計センターとして見直しをしていただいて、我が方に御報告をしていただく。連携してやっていくということについては、行っていただいたんだろうなと思っている。

独立行政法人については、御承知のとおり、骨太の方針で方向性が決まっておりますものですから、それに基づいてどのように検討されていくのかというのは、私どもとしても無関心でおられる話ではありません。当事者になる話でございますので、引き続き、議論させていただきたいと考えているところでございます。

斉藤主査 岡本専門委員、どうぞ。

岡本専門委員 今日独法の委員会ではないので、独法の議論になってもしょうがないと思っているんですけども、例えば1ページの一番最後の(2)で「管理・企画の業務についても徹底した簡素・合理化を図ることが必要」と書いていらっしゃる。これはどうされるんでしょうかというのが、すごく心配なんです。

先ほど主査からもございましたけれども、実際ここに書かれているようなことで、果たして、こういうふうに簡素・合理化いたしましたということを説明していただけることになるんでしょうか。

今までの独立行政法人の改革というのは、自ら自立的にそんなことができたためしはなくて、それはやる必要もないからだと思います。そうだとすると、必要な業務をやっている独立行政法人も必要でない業務をやっている独立行政法人も同じような基準で、必要ないということになっていってしまうことをすごく懸念しているんです。それは自らの側で、我々の業務はここまで徹底、合理化したけれども、なおかつ、こういう意味があるということの説明していただかないと、何の説明ももたないことになっているので、ひょっとすると、甘く思っていらっしゃるかもしれませんが、統計センターというのが果たしてどうなるかというのは、今、結構真剣に考えないともたなくなってくるのではないかという気もするわけです。

これはあれですけども、余り重要でない業務はスケープゴート的に出していきたいと思いますということでは、やはり議論はもたないので、そういう意味では、先ほどの繰り返しになりますが、統計の在り方、組織体制の在り方、独立行政法人と総務省の関係、ひいて言えば、ほかの省がやっている統計業務についても、この際、一切合財見直して、日本国としての統計の在り方を検討し直すぐらいの意気込みがあっても、私はいいのではないかと思います。そういう議論が全然出てこないのはどうしてなのでしょう。やはりそれは必要ないからなのでしょう。

というところが、ひるがえって、我々ユーザー、国民の立場からいうと、統計がなくなってしまうと非常に困るわけです。非常に重要なことをやっていらっしゃるので、データ

は是非とも残して、でも、それをどういう体制でやるかというのは、今だれが問われているかということ、統計をやっている総務省の統計局に問われているわけですから、その辺はやはり大胆な見直しということがいいとは限りませんが、もう少し自分たちの業務というものに突っ込んだ形で議論をしていくという風潮、空気が出てきても、私はいいのではないかと思います。これはちょっと今日の議論から外れているかもしれませんが、期待も込めて申し上げたいと思います。

阿向総括課長補佐 よろしいでしょうか。今月より総務課の総括を担当しております阿向と申します。どうぞよろしく願いいたします。

今、岡本先生がおっしゃったアドバイス、御助言は、私どもとしましても非常にありがたくちょうだいしたつもりではありますが、誤解していただきたくございませんけれども、今おっしゃったようなお話を、今回の民間開放のところにおいて、私どもは消極的かという、そういうことではございません。

先ほど管理・企画のところは本当にできるのかという話については、私どもも、今、本当に真剣にやっているところでございます。主査から御指摘いただきましたが、メインフレームからのオープンフレームの脱却、そういったところは、業務の改善なしにはできないということは十分認識してございます。そういう中で、統計センターは国の重要な統計の作成機関として不可欠だと思っておりますが、この部分についても、合理化はやっていく必要があると認識してございます。

このような中で、ちょっとタイミング的に難しいところもございまして、業務、組織の見直しにつきましては、今後、違う部門のところでも議論がされるところでございまして、他の委員会の先生の部分もございまして、そことの議論をなしに、前倒ししてここで議論をするといっても、なかなか難しいところがありましたので、若干そのところが鮮明に出てきていない。我々の気持ちも鮮明に出てきていないところはあるかもしれませんが、今、岡本先生がおっしゃったような認識は、統計センターも含めて、私どもも本当に強く思っておりますので、その点につきましては、御理解いただきたいと思います。

斉藤主査 岡本専門委員、どうぞ。

岡本専門委員 わかりました。おっしゃるとおり、いろんな俎上でいろんな議論がされているというのは承知しているつもりなので、今、補佐がおっしゃったようなことを是非やっていただきたい。そうしないと、独立行政法人は基本的には生き残れなくなってくるんだと思います。生き残れないというのはすごい後ろ向きですけども、自分たちがやっていращる業務は、自分から説明していかないといけないと思いますし、その必要性がある程度ある業務だと思っておりますので、是非よろしく願いしたいと思います。

斉藤主査 引頭専門委員、どうぞ。

引頭専門委員 済みません。短く終わります。

今、斉藤主査や岡本専門委員がおっしゃったことと同じなんですけれども、1ページ目の最後の方で、先ほど主査がメインフレームからオープンシステムへという話をしました

が、これは経費の話で、その次の方に「複数のラインで分散処理している業務の集約、意思決定の簡素化」とございます。これはすごい中央集権的に聞こえるんです。組織設計はすごい大事だと思いますし、世の中には先ほど斉藤主査もおっしゃったように、いろいろな統計の処理の仕方というのがあるんだと思います。何か新しいことを入れていかないと、存在意義というか、世間から見てなかなか納得されない。ここに書いてあるようなことは、これをして何を指すのかというのがわからない。単にスリム化、合理化をして生き延びるということではなくて、プラスの付加価値をもっと国民に返していくのか、与えていくのかかわからないですけども、それがありません。要するに、縮小均衡にしか見えない。中央集権的な縮小均衡にしか見えないので、今日は意見ですけども、またその辺りのお考えを賜ればよろしいかと思えます。

斉藤主査 時間もまいりましたし、この後また独法でもいろいろあると思えます。

熊埜御堂参事官 主査、済みません。事務局でございます。

確認なんですけれども、本日の議論は6月までという前提での整理をしていただいたということなんですけれども、お聞きしておるところによりますと、7月、8月は組織業務の見直しについての議論も、これは総務省内のみならずでしょうけれども、本格化されると伺っております。

私どもの願いとしては、その議論と同時並行で、我々としても9月末までに符号格付の民間開放についての具体的な検討も進められるということもありますので、その時期に合わせて、管理・企画、審査ということではなくて、民間開放についてどう考えているのか。また「市場化テスト」についてどう考えているのかということについて、その時期に合わせて、分科会でお聞かせ願いたいということを確認させていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

斉藤主査 よろしゅうございますね。では、そういうことで、よろしく願い申し上げます。

では、統計センターの業務についてのヒアリングを終わらせていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(総務省統計局・独立行政法人統計センター関係者退室)

斉藤主査 それでは、続いて前回の統計調査分科会において、福井県の方から統計調査の民間開放推進のための統計調査員の有効活用についての御提案を伺ったところであります。この点に関連いたしまして、事務から御説明があります。よろしく申し上げます。

事務局 それでは、前回の統計分科会におきまして、福井県から登録調査員の活用につきまして、要望、提案があったところですけども、こちらにつきまして、事務局から総務省の政策統括官室の方へ話をいたしまして、政策統括官室としては、登録調査員の民間での活用につきましては、支障のないような環境整備を行う役割になるという前提で、福井県から要望のあった事項につきましては、そのうちの登録調査員の活用については、総務省政策統括官室において検討するとのことでございます。福井県では、現在、越前市で

就業構造基本調査の民間開放をやっておりますけれども、その実施状況も踏まえ、環境整備等に関する検討を行って、年内、19年末までに方向性を出したい。その後、平成20年3月を目途に最終的な結論を得たいということで、お話をいただいております。個人情報保護の関係ですとか、叙勲の関係ですとか、いろんな論点がありますので、そういったことにつきまして、検討したいということで話を聞いております。これにつきましては、事務局の方でフォローしていきたいと考えております。

斉藤主査 よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

斉藤主査 それでは、続きまして、公共サービス改革基本方針の改定関係の御説明をお願いいたします。

事務局 公共サービス改革基本方針の中身につきましては、こちらの統計調査分科会で行ってまいりました議論ですとか、各省のヒアリングを踏まえて記述することになっておりますけれども、農林水産省に関しまして、6月14日開催の統計調査分科会でのヒアリングの際、牛乳乳製品統計調査と生鮮食料品価格・販売動向調査以外の統計調査についても、平成20年度から対象にすることで、現在、検討中ということです。

これにつきましては、平成20年の概算要求を目途にして検討するという説明があったところですが、8月上旬には結論を得たいということで、新たに調査を追加することになった場合には、当該追加された調査を公共サービス改革基本方針案に反映をするということで、御了承いただきたいということで聞いております。

また、検討はしているんですけれども、絶対に追加されるということではありませんので、場合によっては、今回は追加がないということもあり得るということで、その点を御了承いただければということでございます。

いずれにしましても、検討結果につきましては、事務局の方に連絡があり次第、各専門委員の先生方にメール等でお知らせしたいと思っております。

斉藤主査 そういうことでよろしいでしょうか。

公共サービス改革基本方針の改定案文の調整につきましては、大きな変更等があれば、事務局から連絡させますけれども、委員会への説明等の取扱いについては、私に一任いただくということで御了承いただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

斉藤主査 よろしくお願いいたします。

それでは、本日の「統計調査分科会」は一応終了いたします。

次回の日程については、また追って事務局から連絡いたします。

本日は、お集まりいただきまして、ありがとうございました。